

(公財) 日本中学校体育連盟の主催する全国中学校体育大会の写真撮影について
(公財) 日本中学校体育連盟

- 1 (公財) 日本中学校体育連盟主催の全国中学校体育大会の写真撮影(含・ビデオ撮影)は、(公財) 日本中学校体育連盟の賛助会員の写真業者に限る。
- 2 賛助会員として登録する写真業者は、「目的・協賛内容・付帯事項・有効期限・協議事項等」記載の「覚書」を(公財)日本中学校体育連盟と取り交わすこと。
- 3 賛助会員である写真業者は、全国中学校体育大会の各競技の撮影をするためには、下記の手続きしなければならない。
 - ①撮影許可申請書の提出と許可証の受領
 - ・夏季大会 → 提出期間 5月1日～6月15日
 - ・冬季大会 → 提出期間 10月1日～11月1日まで
 - ※提出先等 ・ (公財)日本中学校体育連盟事務局 → 「撮影許可書」を受け取る。
 - ②各競技毎実行委員会への許可申請と許可確認
 - ・夏季大会 → 締め切り 7月1日
 - ・駅伝大会 → 締め切り 10月20日
 - ・スキー、スケート、アイスホッケー大会 → 締め切り 12月15日
 - ※提出物 ・ (公財)日本中学校体育連盟発行の「撮影許可書のコピー」
 - ※提出先 ・ 開催地実行委員会 → 開催地実行委員会から撮影許可を受ける。
- 4
 - ①(公財)日本中学校体育連盟事務局から撮影を許可された写真業者であっても、全国大会開催地実行委員会の許可を取らなければ大会を撮影することはできない。
 - ②(公財)日本中学校体育連盟・開催地実行委員会から撮影許可を受けた写真業者は、(公財)日本中学校体育連盟の用意した撮影用ビブスを着用し撮影をすること。
 - ③開催地実行委員会から撮影を許可された写真業者は、撮影場所・条件等については開催地実行委員会の指示を受け、大会運営に支障をきたさないよう配慮し撮影を行うこと。指示に従わない場合は、撮影を止めさせることがある。
 - ④報道関係やスポーツ雑誌社等で写真撮影を希望する者は、開催地実行委員会の許可を受け、(公財)日本中学校体育連盟で用意した報道関係用ビブスを着用すること。
- 5 個人情報・肖像権の取扱いについては十分に配慮し、「個人情報の保護に関する法律」に反しない取扱いをすること。

特に、インターネットを利用した販売については「個人情報の保護に関する法律」に触れないよう十分に配慮し、個人のプライバシーが侵されることのないよう細心の注意を払うこと。(現在、(公財)日本中体連はインターネット利用の販売は、認めていない。)
- 6 写真、ビデオ撮影許可を受けようとする業者は、「個人情報保護方針」「個人情報保護規程」を、下記の概要が明記されている「会社案内」等を添えて、(公財)日本中学校体育連盟事務局に提出すること。

【業者に課せられる義務の概要】

 - ①利用目的の特定
 - ②安全管理に関する措置
 - ③従業員・委託先の管理・監督
 - ④第三者提供の制限
 - ⑤本人からの開示等の要求への対応
 - ⑥苦情処理
- 7 開催地実行委員会とのプログラム広告協賛等については、(公財)日本中学校体育連盟ではなく、開催地実行委員会と協議決定すること。

- 8 上記に記されていない事柄については、写真撮影許可要項・写真撮影運営細則に従うこと。
- 9 その他、疑問等が生じた場合は、(公財)日本中学校体育連盟または開催地実行委員会と十分に協議すること。